

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

静岡県知事

川勝 平太 殿

提出者

排才住所 静岡県富士宮市南陵6番地

氏名 エリエールペーパー株式会社

代表取締役 崎山 光興

電話番号 0544-23-4521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エリエールペーパー株式会社 伝法事業所
事業場の所在地	静岡県富士市伝法3156番地2
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業 [E14]
② 事業の規模	製品販売金額 111百万円
③ 従業員数	人員計 29名（正社員 22名、それ以外 7名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙1参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
※別紙2参照	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 (単位：t)																		
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>汚泥</th><th>廃プラスチック類</th><th>廃油</th><th>水銀使用製品産業廃棄物</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>排出量</td><td>1,311.6</td><td>6.0</td><td>2.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物					排出量	1,311.6	6.0	2.4					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物														
	排出量	1,311.6	6.0	2.4															
(これまでの実施した取組) ①廃棄物を適正に処理するため、法令、規則、制度を遵守すると共に、公共の環境施策に協力する。 ②原田工場での汚泥の再利用・再資源化の推進。 ③廃棄物の分別による排出量の削減、再資源化を推進する。																			
②計画	【目標】 (単位：t)																		
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>汚泥</th><th>廃プラスチック類</th><th>廃油</th><th>水銀使用製品産業廃棄物</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>排出量</td><td>1,298.5</td><td>5.9</td><td>2.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物					排出量	1,298.5	5.9	2.4					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物														
	排出量	1,298.5	5.9	2.4															
(今後実施する予定の取組) ①削減目標を、生産量に対する廃棄物の発生率前年比-1.0%とし、排出抑止、再利用、再資源化を推進する。 ②電気部品など廃プラスチック・金属・その他混成廃棄物の細分別化を推進し、廃棄物の削減、再資源化を推進する。 ③廃棄物の処理に係わる委託先に対し、優良認定取得を推奨し、協力する。																			

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別、リサイクルの促進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の内容調査と分別・リサイクルの推進

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 (※1)	t
	（これまでに実施した取組） 原田工場で原料として再使用の促進 (※1) その他、原田工場で再利用した量：1279.6 t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 (※2)	t
	（今後実施する予定の取組） 原田工場で原料として再使用の促進・継続 (※1) その他、原田工場で再利用する量：1279.6 t		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 (※3)	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 (※4)	t
（これまでに実施した取組） 原田工場での焼却処分（自社処分）を推進し、廃棄物の外部委託量を削減する。 (※3) その他、原田工場で熱回収を行った量：20.6 t (※4) その他、原田工場の焼却処分により減量した量：20.0 t			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 (※5)	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 (※6)	t
（今後実施する予定の取組） 原田工場での焼却処分（自社処分）を推進・継続し、廃棄物の外部委託量を削減する。 (※5) その他、原田工場で熱回収を行う量：20.6 t (※6) その他、原田工場の焼却処分により減量する量：20.0 t			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

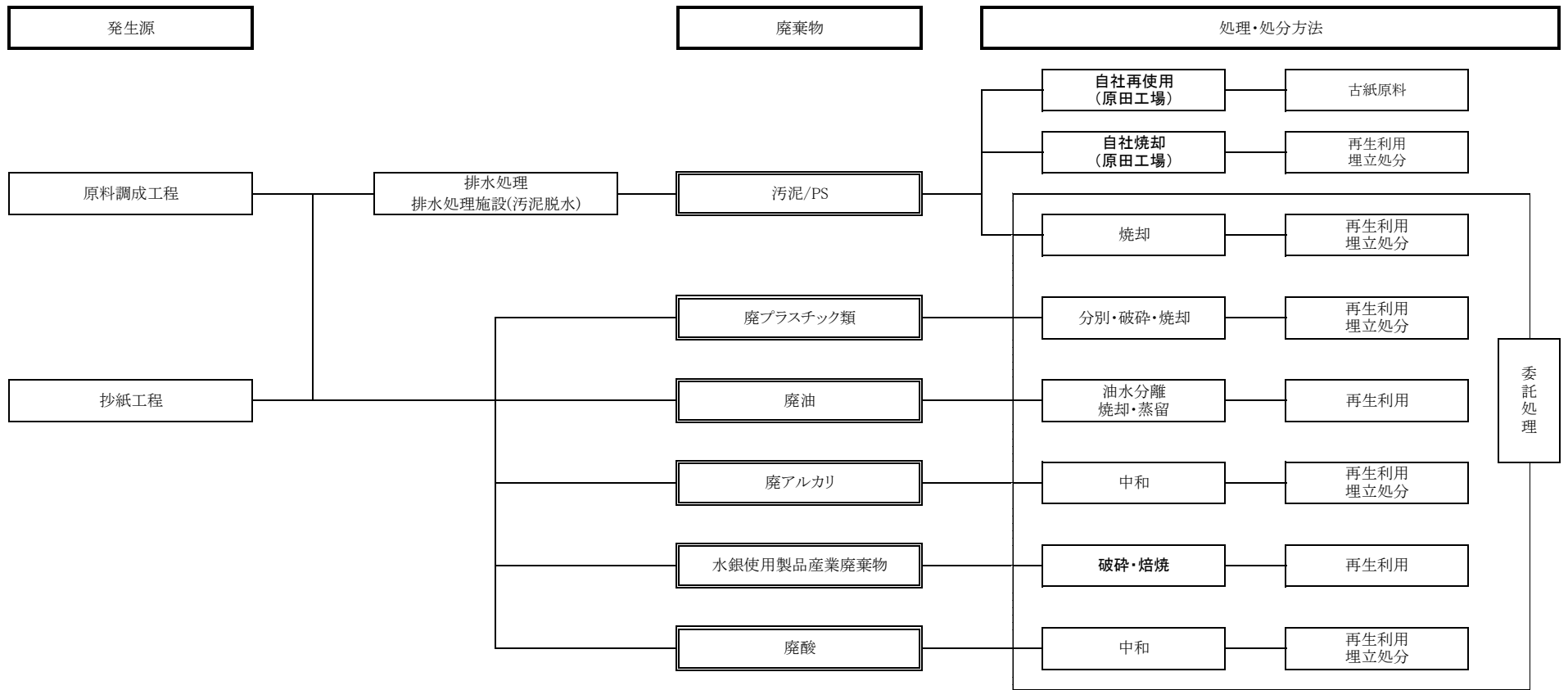
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 (単位：t)									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物					
	全処理委託量	11.4 (※7)	6.0	2.4						
	優良認定処理業者への処理委託量		6.0							
	再生利用業者への処理委託量	11.4 (※8)	6.0	2.4						
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	11.4 (※9)								
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 汚泥の原田工場での焼却処分（自社処分）による外部委託量の削減。 (※7) その他、原田工場で焼却処分した後の処理委託量：0.6 t (※8) その他、原田工場で中間処分後、再生利用業者への処理委託量：0.6 t (※9) その他、原田工場で中間処分後、熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量：0.6 t</p>										

【目標】		(単位：t)							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油	水銀使用製品産業廃棄物					
全処理委託量	11.4 (※10)	5.9	2.4						
優良認定処理業者への処理委託量		5.9							
再生利用業者への処理委託量	11.4 (※11)	5.9	2.4						
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	11.4 (※12)								
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>分別の推進等による排出量及び処理委託量の削減。 廃棄物の適正処理、及び資源の有効利用に関する社内教育の実施。 汚泥の原田工場での焼却処分（自社処分）による外部委託量の削減。 (※10) その他、原田工場で焼却処分した後の処理委託量：0.6 t (※11) その他、原田工場で焼却処分後、再生利用業者への処理委託量：0.6 t (※12) その他、原田工場で中間処分後、熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量：0.6 t</p>									
※事務処理欄									

②計画

【別紙1】



【別紙2】

廃棄物管理組織

